

大阪大学外国語学部3年次編入学試験に係る出願資格の変更について【事前予告】

外国語学部では、令和8（2026）年度に実施する令和9（2027）年度入学者選抜から、3年次編入学試験の出願資格を下記のとおり変更します。

記

【出願資格】

令和8年（2026）年度入試まで

次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、志願する専攻言語について、本学部の「専攻語科目（実習）」に相当する授業科目の単位を16単位以上修得している者又は令和8（2026）年3月までに修得見込みの者

(1)	日本の大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は令和8（2026）年3月までに卒業見込みの者
(2)	日本の高等学校を卒業した者等で、かつ、次のいずれかに該当する者 ① 外国の短期大学を卒業した者又は令和8（2026）年3月までに卒業見込みの者 ② 外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を日本において修了した者又は令和8（2026）年3月までに修了見込みの者
(3)	日本の高等学校を卒業した者等で、かつ、次の基準を満たす日本の専修学校の専門課程を修了した者又は令和8（2026）年3月までに修了見込みの者 ① 修業年限が2年以上であること。 ② 昼間学科若しくは夜間等学科で、全課程の修了に必要な授業時間数が1,700単位時間以上であること、又は、単位制による学科であるもの及び通信制の学科にあつては、全課程の修了に必要な総単位数が62単位以上であること。
(4)	日本の大学に2年以上在学（休学期間は除く。）し、当該大学の卒業要件単位を62単位以上修得した者又は令和8（2026）年3月までに修得見込みの者
(5)	日本の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
(6)	外国において、学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者（外国において、最終の学年を含め2年以上継続して学校教育を受けた者に限る。）又は令和8（2026）年3月までに修了見込みの者
(7)	外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより当該外国の学校教育における14年以上の課程を修了した者又は令和8（2026）年3月までに修了見込みの者

令和9（2027）年度入試から

次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、志願する専攻言語について、本学部の「専攻語科目（実習）」に相当する授業科目の単位を16単位以上修得している者又は令和9（2027）年3月までに修得見込みの者

(1)	日本の大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は令和9（2027）年3月までに卒業見込みの者
(2)	日本の大学に2年以上在学（休学期間は除く。）し、当該大学の卒業要件単位を62単位以上修得した者又は令和9（2027）年3月までに修得見込みの者